



第98回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2026年6月23日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時20分）

開催場所 当社 4階ホール
名古屋市西区那古野一丁目1番12号

決議事項

- 第1号議案／定款一部変更の件
- 第2号議案／取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件
- 第3号議案／監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案／補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案／取締役（監査等委員である取締役を除く。）の
報酬額設定の件
- 第6号議案／監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案／取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬設定の件

株式会社 カノクス

証券コード：8076

株主の皆様へ



代表取締役社長 小河正直

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、第98回定時株主総会を2026年6月23日(火)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお送り申し上げます。

2025年度は、米国の関税政策による世界経済への影響や、中国経済の減速、中東情勢の不安定化など、先行き不透明な事業環境が続きました。そのような状況下におきましても、当社グループは顧客ニーズを的確に捉え、サプライチェーンとしての機能を着実に果たすとともに、付加価値の高いサービスを提供してまいりました。その結果、経常利益および当期純利益ともに過去最高益を更新することができました。

今後も地域社会と地域産業の持続的成長に信頼のサプライチェーンで貢献するという当社グループのパーパスのもと、より良き社会の実現を目指し、グループ一丸となって邁進いたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

2026年6月

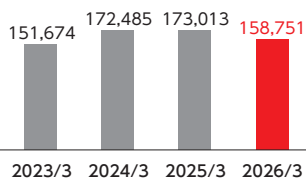
カノークスのパーパス

“地域社会と地域産業の持続的成長に
信頼のサプライチェーンで貢献する”

業績ハイライト

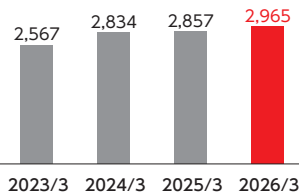
売上高

158,751百万円 (前期比 8.2%減)



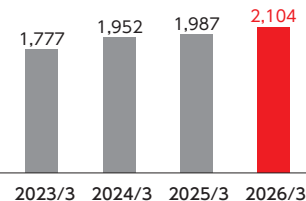
経常利益

2,965百万円 (前期比 3.8%増)



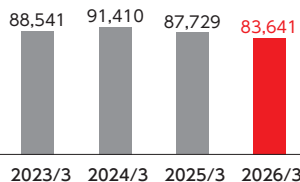
親会社株主に帰属する当期純利益

2,104百万円 (前期比 5.9%増)



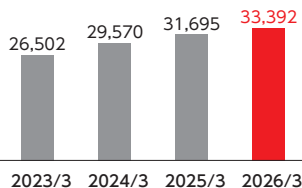
総資産

83,641百万円 (前期比 4.7%減)



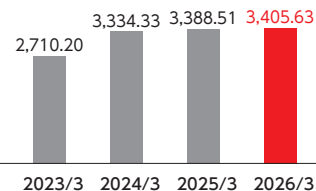
純資産

33,392百万円 (前期比 5.4%増)



1株当たり純資産額

3,405.63円 (前期比 0.5%増)



配当金

2026年3月期
1株当たり純利益

219円

2026年3月期
配当性向

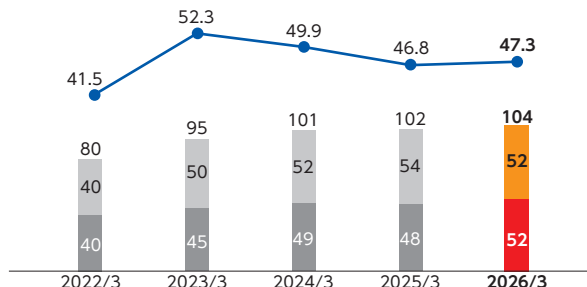
47.3%

2026年3月期
1株当たり配当金

104円

1株当たり配当金の推移

■ 中間配当(円) ■ 期末(円) ■ 配当性向(%)



(証券コード8076)
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日2026年6月1日)

株 主 各 位

名古屋市西区那古野一丁目1番12号
株式会社 カノークス
代表取締役社長 小 河 正 直

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類の内容である情報（電子提供措置事項）について、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第98回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.canox.co.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

ネットで招集

<https://s.srdb.jp/8076/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コード欄に「カノークス」又は「8076」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR書類」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（5～7頁）に記載の方法により、**2026年6月22日（月曜日）午後5時20分まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市西区那古野一丁目1番12号
当社 4階ホール

3. 目的事項

- 報 告 事 項
- 第98期 （自 2025年4月1日
至 2026年3月31日） 事業報告、連結計算書類の内容並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第98期 （自 2025年4月1日
至 2026年3月31日） 計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬設定の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎当日はノーネクタイのクールビズスタイルにてご対応させていただきますので、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項及びその他注記」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「重要な会計方針及びその他の注記」

議決権行使についてのご案内

8頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



インターネットによる議決権行使

詳細は6～7頁をご覧ください。

インターネットにより議決権行使サイト (<https://www.evoting.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、議決権をご行使ください。

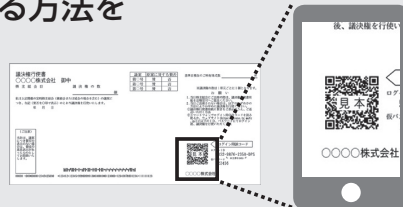
事前にインターネットにより議決権行使いただいた株主の皆様には、議案の賛否に関わらず、抽選で200名様に電子ギフト(500円相当)を贈呈いたします。インターネットによる事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

行使期限

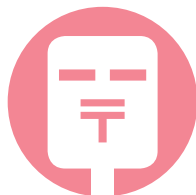
2026年6月22日(月) 午後5時20分まで

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。



次頁に詳しくご紹介しています



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

2026年6月22日(月) 午後5時20分到着まで



株主総会へ出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。

※代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人の資格は、本株主総会において議決権を行使しうる他の株主様1名に限るとさせていただきます。

株主総会開催日時

2026年6月23日(火) 午前10時



スマートフォンによる議決権行使

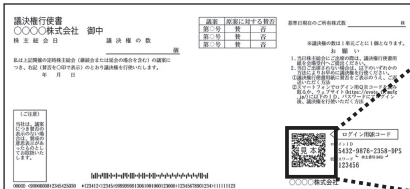
事前にスマートフォンにより議決権を行使いただきますと、抽選で200名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。

「スマートフォン用議決権行使サイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要で議決権行使サイトにアクセスできます。

行使
期限

2026年6月22日(月)
午後5時20分まで

1 QRコードを読み取る



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使サイトログインQRコード」をスマートフォンで読み取ります。

2 議決権行使方法を選ぶ



表示された URL を開くと
議決権行使サイト画面が開きます。
議決権行使方法は 2 つあります。

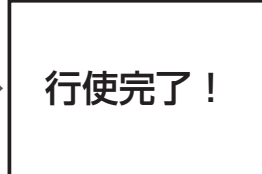


3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

4 行使完了



行使内容の確認画面で
問題なければ「送信」ボタンを
押して行使完了！



インターネットによる議決権行使

事前にインターネットにより議決権を行使いただきますと、抽選で200名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。

インターネットにより議決権行使サイト (<https://www.evoting.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき議決権をご行使ください。

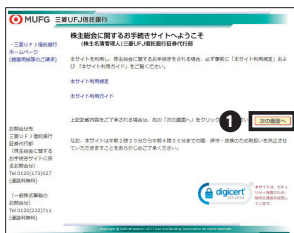
行使
期限

2026年6月22日(月)
午後5時20分まで

ご注意事項

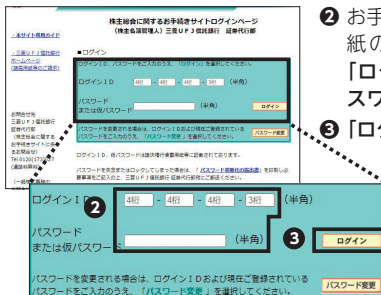
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金・通信料金等は、株主様のご負担となります。

1 議決権行使サイトへアクセスする (パソコンの場合)



① 「次の画面へ」をクリック

2 ログインする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

③ 「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関する
お問い合わせ (ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後9時まで



複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除のほか、重要な業務執行の決定の委任にかかる規定の新設等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定の新設(会社法第426条第1項)を行うとともに、責任限定契約を締結できる役員の変更に係る規定の新設(会社法第427条第1項)を行うものであります。なお、これらの新設・変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、一部条文の文言の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 当社は株式会社カノークスと称する。 ただし、英語を用いるときは、CANOX CORPORATIONとする。	(商 号) 第1条 当社は、 <u>株式会社カノークス</u> と称する。 ただし、英語を用いるときは、CANOX CORPORATIONとする。
(目 的) 第2条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。 1 鉄鋼、鉄鋼加工品、非鉄金属、非鉄金属加工品、化学製品、機械、器具、照明機械器具の販売および輸出入業ならびに鉄鋼、非鉄金属の加工 2 不動産の所有、管理および賃貸借 3 倉庫業	(目 的) 第2条 当社は、 <u>下記の業務</u> を営むことを目的とする。 (1) <u>鉄鋼、鉄鋼加工品、非鉄金属、非鉄金属加工品、化学製品、機械、器具、照明機械器具の販売および輸出入業ならびに鉄鋼、非鉄金属の加工</u> (2) <u>不動産の所有、管理および賃貸借</u>

現 行 定 款

- 4 一般貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業
 5 発電および売電に関する業務
 6 農作物の生産および販売業務
 7 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を名古屋市に置く。

(機関)

- 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 (1) 取締役会
 (2) 監査役
 (3) 監査役会
 (4) 会計監査人

第5条 (条文省略)

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は1,944万3,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

第8条～第9条 (条文省略)

(株主名簿管理人)

- 第10条 1. 当社は株主名簿管理人を置く。
 2. (条文省略)

変 更 案

- (3) 倉庫業
 (4) 一般貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業
 (5) 発電および売電に関する業務
 (6) 農作物の生産および販売業務
 (7) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

- 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 (1) 取締役会
 (2) 監査等委員会
 (3) 会計監査人

第5条 (現行通り)

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,944万3,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

第8条～第9条 (現行通り)

(株主名簿管理人)

- 第10条 1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
 2. (現行通り)

現 行 定 款

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ当社においては取り扱わない。

第11条～第12条（条文省略）

第3章 株主総会

第13条（条文省略）

（総会の議長）

- 第14条 1. 株主総会の議長は社長がこれにあたる。
2. （条文省略）

第15条～第17条（条文省略）

第4章 取締役および取締役会

（取締役の員数）

- 第18条 当社に取締役15名以内を置く。
（新設）

（取締役の選任）

- 第19条 1. 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. （条文省略）
3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

変 更 案

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ当社においては取り扱わない。

第11条～第12条（現行通り）

第3章 株主総会

第13条（現行通り）

（総会の議長）

- 第14条 1. 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。
2. （現行通り）

第15条～第17条（現行通り）

第4章 取締役および取締役会

（取締役の員数）

- 第18条 1. 当社の取締役は、15名以内とする。
2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

（取締役の選任）

- 第19条 1. 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2. （現行通り）
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

現 行 定 款

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(代表取締役および役付取締役)

第21条 1. 取締役会の決議によって、取締役中より 会長1名、社長1名を選定できるほか、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。
2. 取締役会の決議によって、役付取締役より代表取締役を選定する。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発する。
ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

変 更 案

(取締役の任期)

第20条 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 1. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から会長1名、社長1名を選定できるほか、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対してこれを発する。
ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

現 行 定 款

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の権限)

第24条 取締役会は当会社の業務の執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

(職務)

第25条 1. (条文省略)
2. (条文省略)
3. (条文省略)
4. 前三項にいう会長は代表取締役の場合とする。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行なう。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(新設)

変 更 案

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の権限)

第24条 取締役会は、当会社の業務の執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

(職務)

第25条 1. (現行通り)
2. (現行通り)
3. (現行通り)
4. 前三項にいう会長は、代表取締役の場合とする。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができない取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行なう。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、議決に加わることができない取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現 行 定 款

第28条 (条文省略)

(新設)

(社外取締役との責任限定契約)

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。

第30条 (条文省略)

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第31条 当会社に監査役4名以内を置く。

(監査役の選任)

第32条 1. 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

変 更 案

第29条 (現行通り)

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。

第32条 (現行通り)

第5章 監査等委員会

(削除)

(削除)

(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役および常任監査役) <u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定し、必要に応じ常任監査役を選定することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の招集) <u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等) <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法) <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(社外監査役との責任限定契約) <u>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</u></p>	(削除)
<p>(補欠監査役) <u>第39条 1. 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第33条第2項の規定を準用する。</u> <u>3. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u> <u>4. 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程) <u>第40条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) <u>第33条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集) <u>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法) <u>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第36条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>第41条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第37条～第40条 (現行通り)</p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	取締役会出席状況	取締役在任年数
1	再任 おがわ まさなお 小河 正直	代表取締役社長	13回／13回 (100%)	3年
2	再任 こにし のぶお 小西 伸雄	取締役常務執行役員	13回／13回 (100%)	8年
3	再任 ふじもと よしひさ 藤本 善久	取締役常務執行役員	13回／13回 (100%)	5年
4	再任 たなか のぶゆき 田中 之介	取締役執行役員	13回／13回 (100%)	3年
5	再任 はなだ ひろゆき 花田 寛之	取締役執行役員	13回／13回 (100%)	2年
6	再任 おくがわ てつや 奥川 哲也	社外 独立 取締役	13回／13回 (100%)	2年
7	再任 つじ かよこ 辻 佳世子	社外 独立 取締役	11回／11回 (100%)	1年

1

おがわ
小河 まさなお
正直

(1966年10月25日生)

再任



所有する当社の株式数
9,700株

取締役会出席回数(出席率)
13/13回
(100%)

■ 略歴、当社における地位および担当

1990年10月 当社 入社
 2015年10月 当社 東北支店長兼(株)カノークス北上
 (現 (株)カノークス鋼管北上)代表取締役社長
 2021年10月 当社 経営管理本部経営企画部長
 2022年4月 当社 経営管理本部経営企画部長
 兼IR・サステナビリティ推進室長
 2022年6月 当社 執行役員経営管理本部経営企画部長
 兼IR・サステナビリティ推進室長
 2023年6月 当社 取締役執行役員経営管理本部経営企画部長
 兼IR・サステナビリティ推進室長
 2023年10月 当社 取締役執行役員経営企画部長
 兼IR・サステナビリティ推進室長
 2024年4月 当社 取締役執行役員社長補佐
 2024年6月 当社 代表取締役社長(現任)

■ 重要な兼職の状況

—

■ 取締役候補者とした理由

2015年10月より当社東北支店長、関係会社社長として支店、関係会社経営及び営業経験を有しております。また2021年10月より当社経営管理本部経営企画部長、2022年6月より当社経営企画担当執行役員、2023年6月より当社取締役、2024年6月より当社代表取締役社長としての経営経験を有しております。これまでの当社における豊富な職務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者としております。



所有する当社の株式数
8,350株

取締役会出席回数(出席率)
13/13回
(100%)

■ 略歴、当社における地位および担当

- 1988年4月 当社 入社
- 2009年4月 当社 営業統括部長
- 2013年6月 当社 大阪(現 関西)支店長
- 2015年4月 当社 理事関西支店長
兼営業本部副本部長
- 2017年6月 当社 執行役員経営企画部長
- 2018年6月 当社 取締役執行役員経営企画部長
- 2020年4月 当社 取締役執行役員経財本部長
兼経営企画部長
- 2020年6月 当社 取締役常務執行役員経財本部長
兼経営企画部長
- 2021年4月 当社 取締役常務執行役員経営管理本部長
兼経営企画部長
- 2021年10月 当社 取締役常務執行役員経営インフラ統括管掌
兼経営管理本部長
- 2023年10月 当社 取締役常務執行役員経営インフラ統括管掌
兼管理本部長
- 2024年4月 当社 取締役常務執行役員東京支社長
- 2025年4月 当社 取締役常務執行役員営業本部長
鋼管建材管掌兼東京支社長(現任)

■ 重要な兼職の状況

—

■ 取締役候補者とした理由

2013年6月より当社大阪(現 関西)支店長として、支店経営及び営業経験を有しており、2017年6月より当社経営企画担当執行役員として、また2018年6月より当社取締役としての経営経験を有しております。これまでの当社における豊富な職務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者としております。

3

ふじもと よしひさ
藤本 善久

(1965年6月25日生)

再任



所有する当社の株式数
 3,650株

取締役会出席回数(出席率)
 13/13回
 (100%)

▪ **略歴、当社における地位および担当**

1989年4月 当社 入社
 2012年10月 当社 東京支社営業部長
 2014年6月 当社 名古屋本店副本店長
 2015年4月 当社 名古屋本店長
 2017年6月 当社 関西支店長
 2020年4月 当社 東京支社長
 2020年6月 当社 執行役員東京支社長
 2021年6月 当社 取締役執行役員東京支社長
 2022年4月 当社 取締役執行役員営業本部長鋼板・鋼管建材管掌
 兼東京支社長
 2023年6月 当社 取締役常務執行役員営業本部長鋼板・鋼管建材管掌
 兼東京支社長
 2024年4月 当社 取締役常務執行役員営業本部長
 兼西日本支社長
 2025年4月 当社 取締役常務執行役員営業本部長鋼板管掌
 兼西日本支社長(現任)

▪ **重要な兼職の状況**

—

▪ **取締役候補者とした理由**

2015年4月より当社名古屋本店長、関西支店長、東京支社長として、支店経営及び営業経験を有しております。また、2020年6月より当社執行役員として、2021年6月より当社取締役として経営経験を有しております。これまでの当社における豊富な職務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者としております。



所有する当社の株式数
4,300株

取締役会出席回数(出席率)
13/13回
(100%)

・略歴、当社における地位および担当

- 1989年4月 当社 入社
- 2014年7月 当社 東北支店長兼(株)カノークス北上
(現 (株)カノークス鋼管北上)代表取締役社長
- 2015年10月 当社 名古屋本店自動車鋼材部長
- 2021年4月 当社 名古屋本店長
- 2021年7月 当社 理事名古屋本店長
- 2022年6月 当社 執行役員営業本部長自動車鋼材管掌
兼名古屋本店長
- 2022年12月 当社 執行役員営業本部長自動車鋼材管掌
兼名古屋本店長兼名古屋本店鋼板部長
- 2023年6月 当社 取締役執行役員営業本部長自動車鋼材管掌
兼名古屋本店長兼名古屋本店鋼板部長
- 2023年10月 当社 取締役執行役員営業本部長自動車鋼材管掌
兼名古屋本店長
- 2024年4月 当社 取締役執行役員経営企画部長
兼IR・サステナビリティ推進室長
- 2026年4月 当社 取締役執行役員経営企画本部長
兼経営企画部長(現任)

・重要な兼職の状況

—

・取締役候補者とした理由

2014年7月より当社東北支店長、関係会社社長、2021年4月より当社名古屋本店長として、支店、関係会社経営及び営業経験を有しております。また、2022年6月より当社執行役員、2023年6月より当社取締役として経営経験を有しております。これまでの当社における豊富な職務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者としております。

5

はなだ ひろゆき
花田 寛之

(1970年6月26日生)

再任



所有する当社の株式数
4,100株

取締役会出席回数(出席率)
13/13回
(100%)

・略歴、当社における地位および担当

1993年4月 当社 入社
2018年4月 当社 本社経理部長
兼審査法務部審査法務課長
2019年4月 当社 本社財務・経理部長
兼審査法務部審査法務課長
2020年6月 当社 本社財務・経理部長
兼審査法務部長
2021年4月 当社 本社財経・審査部長
2022年4月 当社 本社審査部長
2024年4月 当社 経営インフラ統括管掌
兼管理本部長
2024年6月 当社 取締役執行役員経営インフラ統括管掌
兼管理本部長
2025年10月 当社 取締役執行役員経営インフラ統括管掌
兼管理本部長兼財経部長(現任)

・重要な兼職の状況

—

・取締役候補者とした理由

当社への入社以来、長年にわたり経理業務を中心とした管理部門業務に携わり、財務及び会計に関する豊富な知見、経験を有しております。また、2024年6月より当社取締役として経営経験を有しております。これまでの当社における豊富な職務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者としております。



所有する当社の株式数
600株

取締役会出席回数(出席率)
13/13回
(100%)

■ 略歴、当社における地位および担当

- 1985年4月 名古屋国税局採用
- 1993年9月 佐藤澄男税理士事務所(現 税理士法人名南経営) 入所
- 1993年10月 税理士登録
- 1994年10月 野田勇司公認会計士・税理士事務所入所
- 2001年1月 公認会計士・税理士 祖父江良雄事務所
(現デロイトトーマツ税理士法人)入所
(2007年6月パートナーに就任)
- 2013年4月 名古屋経済大学大学院法学研究科客員教授(現任)
- 2018年4月 奥川哲也税理士事務所を開設、同所所長(現任)
- 2021年6月 (株)ミダック(現(株)ミダックホールディングス)
監査等委員である社外取締役(現任)
- 2024年6月 当社 社外取締役(現任)

■ 重要な兼職の状況

- 奥川哲也税理士事務所所長
- 名古屋経済大学大学院法学研究科客員教授
- (株)ミダックホールディングス 監査等委員である社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

税理士として財務及び会計に関する豊富な知見、経験を有するほか、税理士法人でのパートナーとしての経営経験、大学客員教授としての経験、企業での社外取締役の経験を有しております。また、2024年6月より当社社外取締役として経営に携わっております。

これまでの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。



所有する当社の株式数
300株

取締役会出席回数(出席率)
11/11回
(100%)

■ 略歴、当社における地位および担当

- 1998年4月 弁護士登録
名古屋弁護士会(現 愛知県弁護士会) 入会
中山信義法律事務所 入所
- 2005年4月 中山・辻法律事務所 開設
パートナー就任
- 2023年2月 辻法律事務所 開設
所長就任(現任)
- 2025年6月 当社 社外取締役(現任)

■ 重要な兼職の状況

辻法律事務所 所長

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士として法律に関する豊富な知見を有するほか、法律事務所の経営経験を有しております。また、2025年6月より当社社外取締役として経営に携わっております。これまでの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 奥川哲也及び辻佳世子の両氏は社外取締役候補者であります。なお、奥川哲也氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年、辻佳世子氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
3. 奥川哲也及び辻佳世子の両氏は(株)東京証券取引所と(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
4. 当社と奥川哲也及び辻佳世子の両氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役就任に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	取締役会出席状況	監査役会出席状況	監査役在任年数
1	新任 小林 克成 こばやし かつなり	常勤監査役	13回/13回 (100%)	12回/12回 (100%)	2年
2	新任 荒井 太郎 あらい たろう	監査役	13回/13回 (100%)	12回/12回 (100%)	6年
3	新任 毛利 泰康 もうり ひろやす	監査役	13回/13回 (100%)	12回/12回 (100%)	6年

1

こばやし かつなり
小林 克成

(1963年11月19日生)

新任

社外

独立



所有する当社の株式数
 1,300株

取締役会出席回数(出席率)
 13/13回
 (100%)

▪ **略歴、当社における地位および担当**

- 1988年 4月 (株)東海銀行(現株)三菱UFJ銀行) 入行
- 2009年 5月 同行 碧南支社長
- 2011年 1月 同行 内田橋支社長
- 2012年 9月 同行 一宮支社長
- 2014年 5月 同行 理事 名古屋営業本部名古屋営業第一部長
- 2017年 3月 新東昭不動産(株) 常務執行役員仲介営業部長
兼鑑定部長
- 2018年 6月 同社 取締役常務執行役員 営業本部長
- 2019年 6月 同社 取締役専務執行役員 営業本部担任
- 2022年 6月 同社 取締役副社長執行役員
- 2022年 6月 新名古屋高架(株) 監査役
- 2024年 6月 当社 常勤社外監査役(現任)

▪ **重要な兼職の状況**

—

▪ **監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割**

金融機関の出身で深い経理・財務知識を保有するとともに、当社における監査役としての経験を通じて、当社経営に対する理解を有しております。それらの専門的な見地から経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言、提言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。



所有する当社の株式数
なし

取締役会出席回数(出席率)
13/13回
(100%)

▪ **略歴、当社における地位および担当**

1982年4月 日商岩井(株)(現 双日(株)) 入社 東京法務部
1996年8月 日商岩井米国会社 ニューヨーク法務部
2003年4月 (株)メタルワン 入社 法務部
2008年10月 東海大学法学部非常勤講師
2016年4月 山形大学人文社会科学部教授
2020年6月 当社 社外監査役(現任)
2021年4月 愛知大学法学部非常勤講師(現任)
2023年4月 山形大学人文社会科学部非常勤講師(現任)
2024年4月 大阪商業大学総合経営学部特任教授(現任)

▪ **重要な兼職の状況**

愛知大学法学部 非常勤講師
山形大学人文社会科学部 非常勤講師
大阪商業大学総合経営学部 特任教授

▪ **監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割**

長年にわたる企業法務部門での職務経験に加え、大学教授としての経験も有するとともに、当社における監査役としての経験を通じて、当社経営に対する理解を有しております。それらの専門的な見地から経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言、提言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

3

もうり
毛利 ひろやす
泰康

(1965年1月14日生)

新任

社外

独立



所有する当社の株式数
300株

取締役会出席回数(出席率)
13/13回
(100%)

■ 略歴、当社における地位および担当

- 1989年4月 中部電力(株) 入社
- 2000年10月 有限責任監査法人トーマツ 入所
- 2004年6月 公認会計士登録(現任)
- 2015年7月 毛利公認会計士事務所 所長(現任)
- 2016年1月 ワンダープラネット(株) 常勤監査役(社外)
- 2020年6月 当社 社外監査役(現任)
- 2022年11月 グランドグリーン(株) 常勤監査役(社外)

■ 重要な兼職の状況

毛利公認会計士事務所 所長

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

公認会計士資格を有するとともに、当社における監査役としての経験を通じて、当社経営に対する理解を有しております。その経験から経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言、提言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小林克成、荒井太郎及び毛利泰康の3氏は社外取締役候補者であります。
3. 小林克成、荒井太郎及び毛利泰康の3氏は(株)東京証券取引所と(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
4. 当社は現任監査役である小林克成、荒井太郎及び毛利泰康の3氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。3氏の選任が承認された場合、当社はあらためて3氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

かめだ よしや
亀田 善也 (1957年11月24日生)

社外 独立

・略歴、当社における地位および担当

1980年4月 (株)東海銀行(現 (株)三菱UFJ銀行) 入行
2007年4月 同行 藤ヶ丘支店長
2009年2月 同行 お客様ご相談部 副部長
2011年6月 東洋ウエルフェア(株) 常務取締役
2012年6月 同社 代表取締役社長
2014年6月 当社 常勤社外監査役
2024年6月 当社 補欠監査役(現任)

所有する当社の株式数

2,700株

・重要な兼職の状況

—

・補欠監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

金融機関の出身で深い経理・財務知識を保有している一方、経営の客観性、中立性に高い見識を有しております。また、2014年6月より10年間当社社外監査役を務めており、これらの経験から経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言、提言をいただくため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 亀田善也氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 亀田善也氏は(株)東京証券取引所と(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、社外取締役に就任された場合には独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 4. 亀田善也氏が社外取締役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
 5. 当社は役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、亀田善也氏が社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考)

当社の社外役員については、透明性の高い経営と強い経営監視機能を発揮するコーポレートガバナンス体制を高いレベルで確立し、企業価値の向上を図るため、その独立性を判断する基準を以下のとおり定めております。

社外取締役は以下の社外役員独立性基準のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

- (1) 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者
- (2) 当社の主要株主（議決権ベースで10%以上）の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員及び業務執行者
- (3) 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - ①当社グループの主要な取引先（販売先及び仕入先で年間取引高が連結売上高の2%以上の先）
 - ②当社グループの主要な借入先（借入残高が連結総資産残高の2%以上の借入先）
 - ③当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
- (4) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- (5) 当社グループから多額（過去3年間いずれかの年に年1千万円以上）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
- (6) 当社グループから多額（過去3年間いずれかの年に年1千万円以上）の寄付を受けている者
- (7) 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
- (8) 近親者（二親等以内の親族又は同居の親族）が上記（1）から（7）までのいずれかに該当する者
- (9) 過去3年間において、上記（2）から（8）までのいずれかに該当していた者
- (10) 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

以上

(ご参考)

第1号議案から第3号議案までが原案どおり承認可決された場合、取締役の有する専門性は以下のとおりとなります。なお、代表取締役は、本総会終結後の取締役会にて決定いたします。また、常勤監査等委員は、本総会終結後の監査等委員会にて決定いたします。

当社役員のスキルマトリックス

氏名	役職	企業経営	営業	事業投資	財務会計	人事労務	法務コンプライアンス	環境社会	ITデジタル	内部統制
小河 正直	代表取締役社長	●	●				●	●	●	
小西 伸雄	取締役常務執行役員	●	●	●						●
藤本 善久	取締役常務執行役員		●	●				●		●
田中 之介	取締役執行役員	●		●				●	●	
花田 寛之	取締役執行役員				●	●	●			●
奥川 哲也	独立社外取締役(非常勤)	●			●					
辻 佳世子	独立社外取締役(非常勤)					●	●			
小林 克成	独立社外取締役常勤監査等委員				●					●
荒井 太郎	独立社外取締役監査等委員						●			●
毛利 泰康	独立社外取締役監査等委員				●					●

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2005年6月28日開催の第77回定時株主総会において年額180百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止したうえで、取締役のモチベーションを喚起し、当社の更なる企業価値の向上に資する報酬制度を目指し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額360百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系及び今後の動向等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会の答申も踏まえ決定したものであり、相当であると判断しております。

本議案をご承認いただいた場合、本総会終了後の取締役会において、事業報告44～45頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内（員数3名）と定めることとさせていただきますと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する 譲渡制限付株式の付与のための報酬設定の件

当社は、2025年6月24日開催の第97回定時株主総会において、当社の取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬を金銭報酬とは別枠で年額50百万円以内（うち社外取締役は年額9百万円以内）とし、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限を年10,000株（うち社外取締役は年1,800株以内）とすることにつきご承認をいただいております。

今般、当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、現在の譲渡制限付株式の付与のための報酬に関する定めを廃止し、あらためて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬につき、金銭報酬とは別枠で、年額50百万円以内（うち社外取締役は年額9百万円以内）とし、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限を年10,000株（うち社外取締役は年1,800株以内）とすることのご承認をお願いするものであります。

なお、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は7名（うち社外取締役は2名）となります。

本議案は、株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに対象取締役に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数、その他の条件は、上記の目的、当社の業況、その他諸般の事情を考慮し、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の答申も踏まえ決定したものであり、相当であると判断しております。

対象取締役に對して付与する譲渡制限付株式割当契約の内容の概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限の内容

対象取締役は本割当契約により割当を受けた日より、当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

- (2) 譲渡制限付株式の無償取得
譲渡制限期間中に法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、本割当株式のすべて、もしくは一部を当社が無償取得することができる。
- (3) 譲渡制限の解除条件
譲渡制限期間の満了をもって解除する。ただし、対象取締役が役務提供期間が満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 組織再編等における取扱い
上記(1)の定めにかかわらず、当社は譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除する。また、当社は上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) その他の事項
本割当契約に関するその他の事項は当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

以 上

事業報告

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や設備投資の持ち直しを背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、原材料価格の高止まりや為替相場の変動に加え、中東地域における地政学的緊張の高まりを背景としたエネルギー価格の上昇や物流の混乱が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは、分野ごとに濃淡のある事業環境に対応しつつ、成長領域での需要の取り込みと適切な在庫・価格コントロールを通じて、収益機会の最大化に取り組んでまいりました。

セグメント別の状況は以下のとおりです。

自動車部門では国内自動車生産が安定的に推移する中、新規受注の獲得を着実に積み上げた結果、販売数量は増加し、当社グループの業績を牽引いたしました。住宅設備部門におきましては、国内需要が減少する厳しい環境が続いたものの、取引先における海外向け販売の拡大を的確に取り込み、販売数量は底堅く推移いたしました。一方、建築・建材部門におきましては、国内建築需要の減退に加え、物件受注競争の激化により、販売数量の減少および販売価格の下落が見られるなど、厳しい事業環境が継続いたしました。

このような状況のもと、当社グループは、仕入面においては販売動向に応じた在庫の適正化を徹底するとともに、販売面においては需要が堅調な自動車分野を中心に販売を拡大し、適正な販売価格の維持に努めることで、収益性の確保・向上に取り組んでまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度での売上高は 1,587億51百万円（前年同期比8.2%減）となりました。また利益面においては、営業利益が 25億 9百万円（同 0.1%減）、経常利益は 29億 65百万円（同 3.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は 21億 4百万円（同 5.9%増）となり、前連結会計年度に続き、経常利益、当期純利益ともに過去最高を更新いたしました。

なお、売上高の品種別内訳は次のとおりであります。

「鋼板」	1,014億 5百万円
「鋼管」	231億11百万円
「ステンレス等」	314億90百万円
「条鋼」	18億45百万円
「その他」	8億98百万円

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は845百万円であり、主に加工拠点の新設（M&Aによる固定資産の取得を含む）および加工設備の増強によるものであります。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、長期経営ビジョン「CANOX2030」を掲げ、これまで培ってきたサプライチェーンを基盤に、提案力・行動力・実行力を一層強化し、お客様とともに持続的な成長を実現する企業グループを目指しております。

その実現に向け、2025年度を初年度とし、2027年度を最終年度とする3ヶ年の第11次中期経営計画「第二の創業NEXT～カノークスらしさのシンカ～」を推進しております。

本中期経営計画においては、「人的資本経営の確立」を最重要課題と位置付けております。健康経営のさらなる推進に加え、人材育成・配置・評価の高度化を通じて、社員一人ひとりの能力およびエンゲージメントの最大化を図り、持続的な成長を支える基盤の強化に取り組んでまいります。

また、人的資本を基盤として、「事業領域の拡大」、「顧客対応力の強化」、「DX推進」、「企業価値の向上」の4つの重点施策を着実に実行してまいります。これらの取り組みにより、環境変化への対応力を高めるとともに、収益基盤の強化と成長機会の創出を図ってまいります。「第二の創業」と位置付けた本中期経営計画を通じて、事業構造の変革を着実に進めてまいります。今後も、これらの課題に対し全社一丸となって取り組むことで、企業価値の持続的な向上を実現し、すべてのステークホルダーの皆様の期待に応えてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

テーマ 「第二の創業NEXT～カノークスらしさのシンカ～」



(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

項目 \ 期別	第95期 (2023年3月期)	第96期 (2024年3月期)	第97期 (2025年3月期)	第98期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高(百万円)	151,674	172,485	173,013	158,751
経常利益(百万円)	2,567	2,834	2,857	2,965
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,777	1,952	1,987	2,104
1株当たり当期純利益(円)	181.80	202.62	218.05	219.82
総資産(百万円)	88,541	91,410	87,729	83,641
純資産(百万円)	26,502	29,570	31,695	33,392
1株当たり純資産額(円)	2,710.20	3,334.33	3,388.51	3,405.63

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数、また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、第96期から第98期までの各連結会計年度においては自己株式の数に「株式需給緩衝信託[®]」が保有する当社株式を含めております。当該信託は当連結会計年度中に処分を完了いたしました。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

項 目 \ 期 別	第95期 (2023年3月期)	第96期 (2024年3月期)	第97期 (2025年3月期)	第98期(当期) (2026年3月期)
売 上 高(百万円)	151,521	172,296	172,818	158,575
経 常 利 益(百万円)	2,582	2,757	2,843	2,892
当 期 純 利 益(百万円)	1,743	1,895	1,989	2,132
1株当たり当期純利益(円)	178.32	196.80	218.23	222.66
総 資 産(百万円)	87,718	89,422	86,371	81,849
純 資 産(百万円)	25,993	28,317	30,862	32,361
1株当たり純資産額(円)	2,658.12	3,193.01	3,299.46	3,300.47

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数、また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、第96期から第98期までの各事業年度においては自己株式の数に「株式需給緩衝信託[®]」が保有する当社株式を含めております。当該信託は当事業年度中に処分を完了いたしました。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社カノークス建材関東	50百万円	100.00 %	鋼管切断加工
株式会社カノークス建材	30	100.00	倉庫荷役及び鋼管切断加工
株式会社カノークス鋼管北上	80	100.00	運送事業

(注) 2025年4月1日付で、株式会社カノークス鋼管関東は株式会社カノークス建材関東に商号変更をしております。
 ミツミホールディングス株式会社の子会社であるミツミ九州株式会社、ミツミ九州株式会社の子会社である株式会社昭和金属が営む事業のうち、鋼材加工、販売及びこれに付帯する事業の一部を譲り受けることを目的として、2025年11月6日付で、株式会社カノークス鋼管関東を設立しております。
 2026年1月1日付で、株式会社カノークス鋼管東海、株式会社カノークス鋼管九州、株式会社カノークス鋼管関東の3社を当社が吸収合併しております。
 2026年1月1日付で、株式会社カノークス鋼管北上が営む鉄鋼加工品その他鉄鋼製品の製造、加工及び販売に関する事業について、吸収分割により当社が承継しております。

(6) 主要な事業内容

鉄鋼、鉄鋼関連商品の販売及び加工

(7) 主要な営業所及び工場

① 当 社

本 社 名古屋市西区那古野一丁目1番12号
本店・支社 名古屋本店、東京支社、西日本支社
支 店 関西支店（大阪府）、九州支店（福岡県）、東北支店（岩手県）
営 業 所 札幌営業所、金沢営業所、静岡営業所、中国営業所（広島県）、
四国営業所（愛媛県）
事 業 所 東海事業所（愛知県）・北上事業所（岩手県）・関東事業所（埼玉県）
九州事業所（大分県）
加 工 工 場 空見センター・豊田センター（愛知県）、市川センター（千葉県）、
及 び 倉 庫 四国センター（愛媛県）、板付倉庫（福岡県）

② 子 会 社

(株)カノークス建材関東（群馬県）、(株)カノークス建材（愛知県）
(株)カノークス鋼管北上（岩手県）

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比較増減
349名	46名増

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
303名	106名増	42歳0ヶ月	11年9ヶ月

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	6,100 百万円
株 式 会 社 あ い ち 銀 行	5,400

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 19,443,000株
 (2) 発行済株式の総数 9,805,093株（自己株式1,298,407株を除く）
 (3) 株 主 数 9,030名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	3,380 千株	34.47 %
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	455	4.64
株 式 会 社 あ い ち 銀 行	343	3.50
株 式 会 社 岡 島 パ イ プ 製 作 所	331	3.38
加 納 光 太 郎	219	2.24
モ リ 工 業 株 式 会 社	200	2.03
双 日 マ シ ナ リ ー 株 式 会 社	180	1.83
株 式 会 社 田 窪 工 業 所	100	1.01
加 納 勝 彦	96	0.98
株 式 会 社 久 津 ホ ー ル デ ィ ン グ ス	84	0.86

- (注) 1. 当社は、自己株式1,298千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しており、小数点以下第3位を切捨てしております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
業 務 執 行 取 締 役	6,800 株	5 名
社 外 取 締 役	600	2

- (注) 当事業年度中に監査役に対して職務執行の対価として交付した株式はありません。
 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.会社役員に関する事項（3）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針、（4）取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載のとおりであります。
 当事業年度におきましては、本制度に基づき、自己株式を処分し、取締役に交付しております。
 なお、上記は会社法上の役員を対象としたものであり、当事業年度におきましては、このほか執行役員に対しても職務執行の対価として株式を交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、従業員の経営参画意識を高めるとともに、当社の中長期的な株主価値に対するモチベーションの向上を図ることを目的として、従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）を導入しております。当事業年度におきましては、本制度に基づき、自己株式を当社従業員持株会に対して処分しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役	小 河 正 直	社長
取 締 役	小 西 伸 雄	営業本部長 鋼管建材管掌 兼 東京支社長
取 締 役	藤 本 善 久	営業本部長 鋼板管掌 兼 西日本支社長
取 締 役	田 中 之 介	経営企画部長 兼 IR・サステナビリティ推進室長
取 締 役	花 田 寛 之	経営インフラ統括管掌 兼 管理本部長 兼 経理部長
取 締 役	奥 川 哲 也	税理士、奥川哲也税理士事務所 所長、 名古屋経済大学大学院法学研究科客員教授、 (株)ミダックホールディングス監査等委員である社外取締役
取 締 役	辻 佳 世 子	弁護士、辻法律事務所 所長
常勤監査役	小 林 克 成	
監 査 役	荒 井 太 郎	大阪商業大学総合経営学部特任教授、 山形大学人文社会科学部非常勤講師、愛知大学法学部非常勤講師
監 査 役	毛 利 泰 康	公認会計士、毛利公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役のうち奥川哲也、辻佳世子の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち小林克成、荒井太郎、毛利泰康の3氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 奥川哲也、辻佳世子、小林克成、荒井太郎及び毛利泰康の5氏は(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員であります。
4. 取締役奥川哲也氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
5. 取締役辻佳世子氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する知見を有するものであります。
6. 監査役毛利泰康氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
7. 奥川哲也税理士事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
8. 名古屋経済大学と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
9. (株)ミダックホールディングスと当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
10. 辻法律事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
11. 大阪商業大学と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
12. 山形大学と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

13. 愛知大学と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
14. 毛利公認会計士事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
15. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。
2025年6月24日開催の第97回定時株主総会の終結の時をもって、取締役宮島元子氏は任期満了により退任し、新たに辻佳世子氏が取締役に選任され、就任いたしました。
16. 当社は執行役員制度を採用しており、当期末における各執行役員の役職、氏名及び担当は次のとおりであります。

役 職	氏 名	担 当
※ 常務執行役員	小 西 伸 雄	営業本部長 鋼管建材管掌 兼 東京支社長
※ 常務執行役員	藤 本 善 久	営業本部長 鋼板管掌 兼 西日本支社長
※ 執 行 役 員	田 中 之 介	経営企画部長 兼 IR・サステナビリティ推進室長
※ 執 行 役 員	花 田 寛 之	経営インフラ統括管掌 兼 管理本部長 兼 経理部長
執 行 役 員	水 野 伸	営業本部長 自動車鋼材管掌 兼 事業本部長 兼 名古屋本店長

(注) ※を付した執行役員は取締役を兼任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役奥川哲也、辻佳世子の両氏及び社外監査役小林克成、荒井太郎、毛利泰康の3氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。また、2022年1月28日開催の取締役会において、指名・報酬委員会を設置することを決議しております。なお、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、指名・報酬委員会の答申を得た上で、2026年4月28日開催の取締役会においてその内容の改定を決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役報酬は当社の経営課題の実現に向けたモチベーションを喚起する目的、またステークホルダーへ配慮した持続的な成長による企業価値の向上を図るうえで、各々の取締役が果たすべき役割を發揮するための対価として機能することを目的としております。

具体的には、固定報酬としての基本報酬及び中長期インセンティブとしての株式報酬により構成しております。

2. 基本報酬の算定方法

基本報酬は月次定額固定制となっており、当社業績、財務体質、他社の水準等を総合的に判断し、取締役の役割・責務ごとに設定し、加えて各事業年度の連結経常利益に基づいて業績給を設け、各取締役の業務執行機能、経営監視機能の発揮度に応じ査定し加減算しております。

3. 株式報酬の算定方法

株式報酬は中長期的なインセンティブとして、当社の企業価値の持続的な向上を図ることを

目的として、当社の取締役を退任する日までの間を譲渡制限期間とする譲渡制限付株式を毎年、一定の時期に付与することとしております。付与する株式の個数は、株主総会で承認された範囲内で、取締役の役位に応じて一律に設定しております。

4. 基本報酬及び株式報酬の取締役の個人別報酬額に対する割合決定に関する方針

取締役の種類別の報酬の割合については、概ね基本報酬90%、株式報酬10%としております。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は取締役・執行役員指名や報酬など特に重要な事項の検討に当たり、役員指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。

取締役の個人別の報酬等の内容については、株主総会で承認された範囲内で、取締役会より諮問を受けた指名・報酬委員会にて、各取締役の報酬の額の適正並びに妥当性が審議され、取締役会への答申に基づき、取締役会決議による委任を受けた代表取締役社長が、指名・報酬委員会の審議・答申を尊重して決定することとしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の種類別の額			報酬等の総額	支給人数
	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
取締役（社外取締役を除く）	145百万円	—	8百万円	153百万円	5人
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外取締役	9百万円	—	0百万円	10百万円	3人
社外監査役	26百万円	—	—	26百万円	3人
計	181百万円	—	9百万円	190百万円	11人

- (注) 1. 百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。
 4. 上記の取締役及び監査役の支給人数には、2025年6月24日開催の第97回定時株主総会終了の時をもって退任された取締役1名を含んでおります。
 5. 株主総会決議による報酬限度額（年額）は次のとおりであります。
 取締役 180百万円（2005年6月28日 第77回定時株主総会決議）
 監査役 40百万円（同 上）
 当該定時株主総会終了後の取締役の員数は8名、監査役の員数は3名であります。
 なお、当該株主総会決議による限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 また、上記の報酬とは別枠で、当社取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2025年6月24日開催

の第97回定時株主総会において、年額500万円以内（うち社外取締役は年額900万円以内）の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を支給することにつき、決議をいただいております。当該定時株主総会終了後の取締役の員数は7名であります。

(5) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、指名・報酬委員会が多角的な観点から審議を行い、取締役の報酬等の内容及び決定プロセスが決定方針に沿うものであることを確認しております。

取締役会は指名・報酬委員会からの答申を尊重し、報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社及び当社子会社のすべての取締役、監査役及び執行役員

② 保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。

保険料は全額当社が負担しております。

(7) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

I. 取締役 奥川哲也

当事業年度開催の取締役会のすべてに出席し、税理士としての専門的見地から、当社の経営全般に対し助言・提言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役の選任及び取締役の報酬などの客観性と公正性の確保において重要な役割を果たしております。

II. 取締役 辻佳世子

社外取締役就任後開催の取締役会のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、当社の経営全般に対し助言・提言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、指名・報酬委員会の委員長として、取締役の選任及び取締役の報酬などの客観性と公正性の確保において重要な役割を果たしております。

III. 監査役 小林克成

当事業年度開催の取締役会、監査役会のすべてに出席し、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性並びに財務・会計的見地から公正な意見の表明を行い、当社のコーポレートガバナンス向上に大いに寄与しております。

Ⅳ. 監査役 荒井太郎

当事業年度開催の取締役会、監査役会のすべてに出席し、主に取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性並びに企業法務部門での職務経験の見地から公正な意見の表明を行い、当社のコーポレートガバナンス向上に大いに寄与しております。

Ⅴ. 監査役 毛利泰康

当事業年度開催の取締役会、監査役会のすべてに出席し、主に取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性並びに公認会計士としての専門的見地から公正な意見の表明を行い、当社のコーポレートガバナンス向上に大いに寄与しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、当該期の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障等があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

I. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法の要請する取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し、次のとおり定めております。

(1) 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員は当社の企業理念である「社是」を基本に据えた「カノークスグループ行動規範」に従い、法令や定款を遵守し、誠実かつ公正な企業行動を行う。
また、定期的な研修にてその意義や重要性について繰り返し周知徹底に努める。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する現況、問題点を把握し必要に応じて方針、指示を出す。
- ③ 適切な財務諸表作成のために、経理部長は「経理に関する諸規程」の周知徹底をはかる。
- ④ コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別にコンプライアンス委員会事務局への直接報告及び社外弁護士宛内部通報窓口を設ける。
- ⑤ 監査室は、定期的に各店、子会社の監査を行い、その結果を取締役、監査役へ報告する。
また、取締役は必要な改善の指示を行う。
- ⑥ 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、介入等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。また、警察等の外部機関や顧問弁護士とも緊密な連携を保ち幅広く情報を収集するとともに不当要求は断固排除する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については「文書管理規程」に基づき所定の期間保存する。
- ② 次に掲げる文書は本社に10年以上保管し、取締役及び監査役が常時閲覧できるものとする。
「株主総会議事録」「取締役会議事録及び資料」「決算書類」「稟議書」

(3) 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループの企業活動に伴うリスクを把握・分析し、リスク顕在化の未然防止、影響を最小限に留めるべく「リスク管理組織・運営規程」を制定している。リスク管理を統括する組織としてリスク管理委員会を設置しており、会社存続に関わる重大なリスクが発生した場合は対策本部を設置し、対応にあたる。
- ② 災害等の発生に備えて、防災用品の備置や大規模災害時初動対応手順書の整備等を行う。

(4) 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は取締役会の承認を受けた経営計画に基づき年度経営方針及び各部門の活動計画を策定する。

取締役会及び営業会議にて定期的なレビューを行い、業務執行の実効性を高める。

② 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人において、各職位の職務及び責任権限並びに各組織単位の業務分掌について「業務分掌規程」、「権限規程」、「関係会社管理規程」を制定し効率的な経営を行うとともに、それに従った職務・責任体制で業務が行われているかどうか、定期的に監査を行う。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 関係会社管理規程に基づき、経営企画部が子会社の総括部門として、子会社から報告を受け経営や業績の状況を把握し、経営企画部管掌役員は、月一回開催する取締役会にて報告する。

② 子会社の経営の主体性を尊重しつつ、当社グループの適正な経営のため当社との事前協議事項を取り決め運用する。

③ 当社から子会社への取締役や監査役の派遣等を通じて連携を取り、子会社の業務執行状況、リスクマネジメントやコンプライアンスの状況等を確認する。

(6) 財務報告に関する体制

当社グループの財務報告の適正性を確保するため監査室の内部監査により、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理する。そのために、外部専門機関と連携し、全社的な内部統制、決算・財務報告に係る業務プロセス及びその他の業務プロセスの整備、運用及び評価を継続的に行う体制を整備する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務の執行を補助するため、必要に応じて補助者を置くことができる。

(8) 前号の使用人の取締役会からの独立性に関する事項

監査役の補助者の人事評価や人事異動については、監査役の意見を聴取のうえ、決定する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 常勤監査役は取締役会の他、執行役員会等重要な会議に出席し、必要に応じて意見を表明する。

② 著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生のおそれがある場合は、社内規程に基づき、当社及び当社グループ会社の取締役、執行役員及び使用人は監査役に対して遅滞なく報告を行う。

また、監査役はいつでも、取締役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができる。

- ③ 当社は、前項に従い監査役への報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役、執行役員及び使用人に対して、不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、社内関係部門・会計監査人等との意思疎通を図り、情報の収集や調査にあたっては取締役、執行役員及び関係部門はこれに協力する。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役会を13回開催し、予算の策定等経営に関する重要な事項や法律等で定められた事項の審議と決定、当社グループの月次業績の報告と分析、必要な対応事項を検討いたしました。社外取締役は独立した立場から審議・決定に加わり経営の監視・監督を行っております。
- (2) 監査役会を12回開催し、監査方針、監査計画を協議決定の上、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。また、常勤監査役は取締役会の他、執行役員会、営業会議に出席するとともに、取締役への直接の聞き取りを行うなど業務執行やコンプライアンスの状況について経営監視を行っております。
- (3) 指名・報酬委員会を6回開催し、取締役、執行役員の選任、報酬の適正並びに妥当性を審議いたしました。それにより役員の指名、報酬等の決定の客観性及び透明性を確保しております。
- (4) コンプライアンス委員会を4回開催し、当社グループのコンプライアンスの状況、問題点の把握を行いました。また、コンプライアンスを適切に推進していくため、安全衛生委員会を12回、リスク管理委員会、内部統制委員会をそれぞれ4回開催し、コンプライアンス委員会において、各委員会での活動状況及び問題点の報告を行いました。
- (5) 監査室による全事業所の内部監査を実施いたしました。それにより会計処理、業務の適正性、法令遵守、リスク管理等を評価、監視しております。

III. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は良質な投資に積極的に資源を投じて成長戦略を推進していくとともに、配当性向50%水準をベンチマークとし、株主への安定的かつ継続的な配当を行うことで株主還元を実現することを経営の基本方針としております。

当期の配当金につきましては、中間配当は1株当たり52円、そして期末配当は1株当たり52円とすることを2026年5月22日の取締役会にて決議いたしました。年間配当金は合計で1株当たり104円となります。

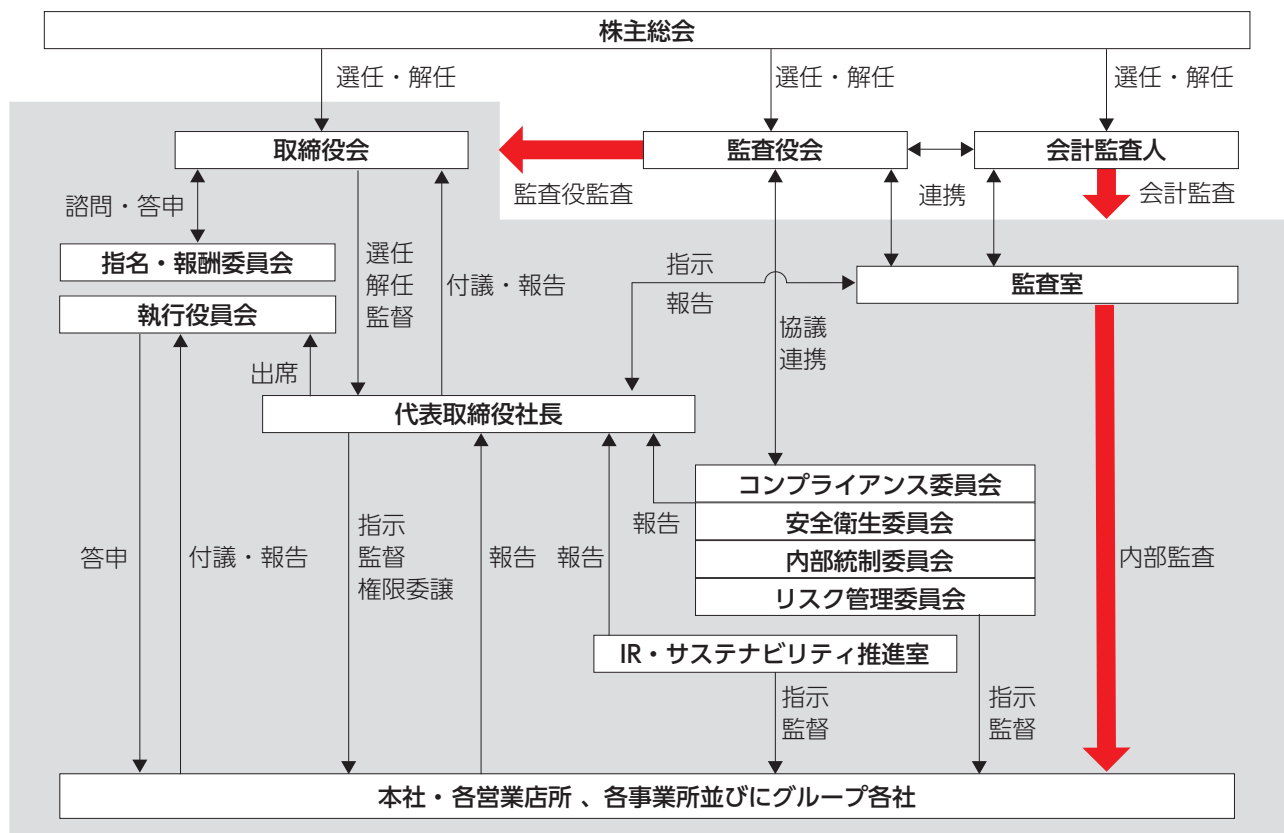
また、現時点では次期の年間配当金は1株当たり106円を予定しております。

以 上

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数については、表示単位未満を切り捨てております。

参考 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、常に企業価値の持続的な向上を目指しております。当社を取り巻く環境変化に素早く対応し、いかに適時・的確に意思決定や組織的取り組みを行えるかが、今後の企業成長の鍵を握るものと認識しております。そのためには経営体制及び内部統制システムを整備・運用し、必要な施策を実施するとともに説明責任を果たしていくことが当社のコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題の一つと位置付けております。株主をはじめとするステークホルダーからの要請、社会動向などを踏まえて検証を行い、継続的に適宜必要な施策を実施してまいります。また、IR・サステナビリティ推進室を設け、事業活動を通じて環境・社会・経済に与える影響を考慮した企業戦略を立案し、更なる経営の強化、安定化に向けて取り組んでまいります。



連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	64,143,768	流 動 負 債	39,066,833
現金及び預金	9,042,926	買掛金	13,528,541
受取手形	684,991	電子記録債務	2,142,107
電子記録債権	14,194,921	短期借入金	21,200,000
売掛金	20,444,770	1年内返済予定の長期借入金	299,992
商品	19,560,900	未払費用	44,055
前払費用	98,117	未払法人税等	561,484
その他	120,678	賞与引当金	295,920
貸倒引当金	△ 3,538	その他	994,733
固 定 資 産	19,479,675	固 定 負 債	11,182,284
有形固定資産	6,377,683	社 債	1,000,000
建物及び構築物	2,188,350	長期借入金	6,300,022
機械装置及び運搬具	534,059	繰延税金負債	3,186,545
土地	3,328,925	再評価に係る繰延税金負債	548,398
建設仮勘定	189,350	その他	147,317
その他	136,997	負 債 合 計	50,249,118
無形固定資産	31,843	純資産の部	
ソフトウェア	31,843	株 主 資 本	24,881,247
その他	0	資 本 金	2,310,000
投資その他の資産	13,070,148	資 本 剰 余 金	1,802,600
投資有価証券	11,354,885	利 益 剰 余 金	21,805,078
長期前払費用	32,371	自 己 株 式	△ 1,036,431
退職給付に係る資産	1,442,410	その他の包括利益累計額	8,511,278
その他	247,776	その他有価証券評価差額金	6,710,214
貸倒引当金	△ 7,295	土地再評価差額金	1,125,796
繰 延 資 産	18,200	退職給付に係る調整累計額	675,267
社債発行費	18,200	純 資 産 合 計	33,392,526
資 産 合 計	83,641,644	負 債 及 び 純 資 産 合 計	83,641,644

連結損益計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		158,751,490
売上原価		149,953,418
販売総利益		8,798,072
販売費及び一般管理費		6,288,223
営業利益		2,509,849
営業外収益		
受取利息	6,602	
受取配当金	371,162	
仕入割引	265,364	
受取賃貸料	119,395	
持分法による投資利益	43,849	
雑収	19,979	826,354
営業外費用		
支払利息	265,267	
支払手数料	30,187	
賃取入原価	61,384	
雑損	14,267	371,107
経常利益		2,965,095
特別利益		
投資有価証券売却益	147,212	147,212
特別損失		
減損損	76,283	76,283
税金等調整前当期純利益		3,036,025
法人税、住民税及び事業税	978,579	
法人税等調整額	△ 47,534	931,045
当期純利益		2,104,979
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		2,104,979

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	63,467,091	流 動 負 債	38,667,643
現金及び預金	8,739,453	電子記録債権	2,142,107
受取手形	684,991	買掛金	13,535,004
電子記録債権	14,194,921	短期借入金	21,200,000
売掛金	20,426,395	1年内返済予定の長期借入金	299,992
商払費用	19,213,150	リース債務	17,817
前払費用	97,286	未払金	512,013
未収入金	6,884	未払費用	41,507
その他の金	107,547	未払法人税等	559,830
貸倒引当金	△ 3,539	預り金	30,722
固 定 資 産	18,364,102	賞与引当金	279,481
有形固定資産	6,309,536	その他の負債	49,166
建物	2,009,372	固 定 負 債	10,820,367
構築物	178,441	社債	1,000,000
機械及び装置	518,341	長期借入金	6,300,022
車両運搬具	14,747	リース債務	31,856
工具、器具及び備品	25,683	繰延税金負債	2,876,021
土地	3,328,925	再評価に係る繰延税金負債	548,398
リース資産	44,673	その他の負債	64,069
建設仮勘定	189,350	負 債 合 計	49,488,011
無形固定資産	31,511	純資産の部	
ソフトウェア	31,511	株 主 資 本	24,527,716
その他の金	0	資本	2,310,000
投資その他の資産	12,023,054	資本剰余金	1,802,600
投資有価証券	11,110,009	資本準備金	1,802,600
関係会社株式	192,650	利益剰余金	21,451,547
長期前払費用	32,371	利益準備金	71,564
その他の金	695,318	その他の利益剰余金	21,379,983
貸倒引当金	△ 7,295	買換資産圧縮積立金	33,908
繰延資産	18,200	別途積立金	19,270,000
社債発行費用	18,200	繰越利益剰余金	2,076,074
資 産 合 計	81,849,394	自 己 株 式	△ 1,036,431
		評価・換算差額等	7,833,666
		その他有価証券評価差額金	6,707,870
		土地再評価差額金	1,125,796
		純 資 産 合 計	32,361,382
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	81,849,394

損益計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	158,575,021
売上原価	149,705,945
売上総利益	8,869,075
販売費及び一般管理費	6,378,794
営業利益	2,490,280
営業外収益	
受取利息	6,922
受取配当金	374,580
仕入割引	265,364
受取貸貸料	181,251
雑収入	18,940
営業外費用	
支払利息	266,633
支払手数料	30,187
貸収入原価	133,406
雑損失	14,200
経常利益	2,892,913
特別利益	
投資有価証券売却益	147,212
抱合せ株式消滅差益	102,407
特別損失	
減損損失	76,283
税引前当期純利益	3,066,250
法人税、住民税及び事業税	968,496
法人税等調整額	△ 34,399
当期純利益	2,132,153

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社カノークス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 北岡 宏 仁
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 巨 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カノークスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カノークス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社カノークス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北岡 宏仁
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤 巨樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カノークスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第98期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社カノークス監査役会

常勤監査役 小林 克成
監査役 荒井 太郎
監査役 毛利 泰康

(注) 常勤監査役小林克成、監査役荒井太郎及び監査役毛利泰康は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

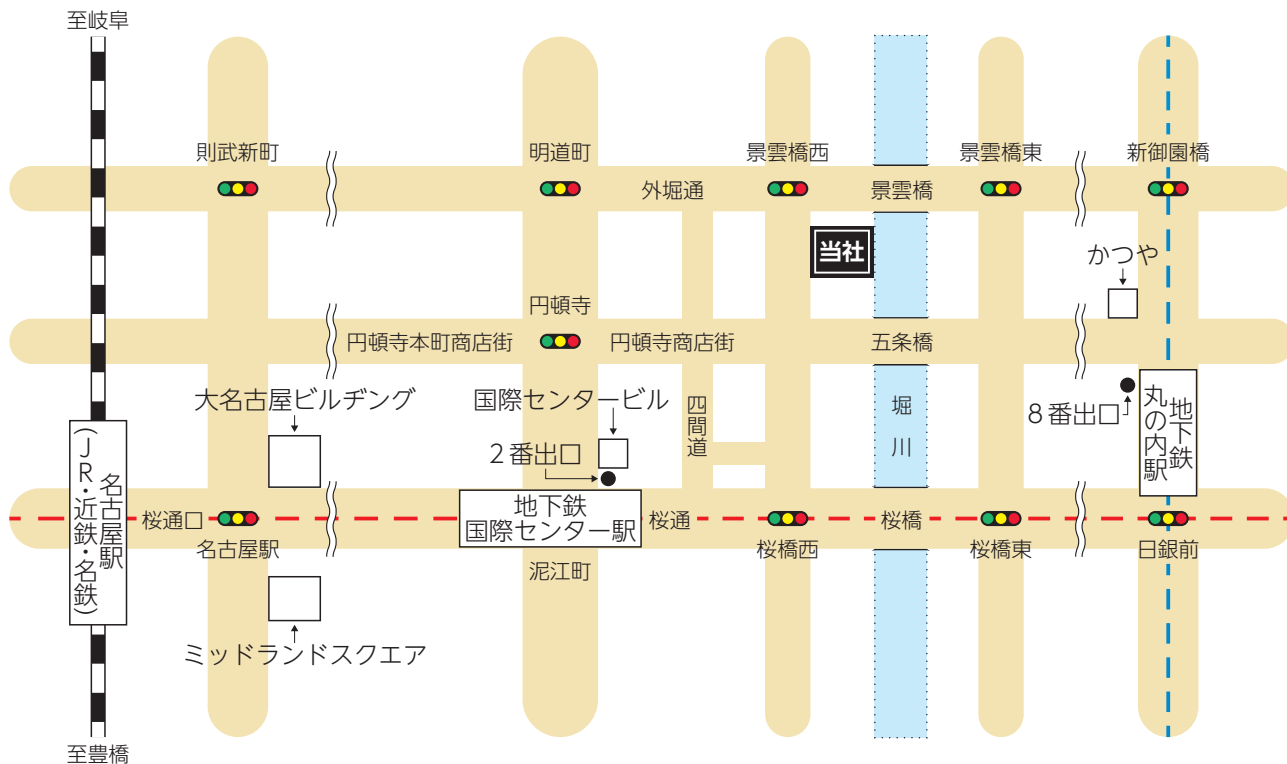
以上

株主総会会場のご案内

日時 2026年6月23日（火曜日）午前10時（受付時間：午前9時20分より）

会場 [株式会社カノークス 本社4階ホール] 名古屋市西区那古野一丁目1番12号 電話番号：052-564-3511

※ご来場に当たり、サポートが必要な方は、事前にお電話でご連絡ください。



交通のご案内



公式X (旧Twitter) のご案内
https://x.com/CANOX_official
 ホームページはこちら

